

## 医療福祉費給制度 (通称:マル福)

# マル福を受給するには申請が必要です

### 医療福祉費支給制度 (通称マル福)とは

医療機関等にかかられた際の、医療費の一部を助成する制度です。定期健診、予防接種、差額ベッド代、入院時の食事代、おむつ代、文書料など、保険外のものについては対象になりません。

### 対象となる方

潮来市に住民登録があり、各種の健康保険に加入している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方です。  
※③ひとり親 (母子・父子) 家庭及び④重度心身障害者等には所得制限があります。

※「すこやかマル福」は、潮来市独自の制度です。

市では、県の所得制限を超えた方に対して、市独自で所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っております。

#### 1.小児(所得制限なし)

0歳～18歳まで  
(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

年齢区分	県 所得制限内	県 所得制限超 【すこやかマル福】
0～小学6年生	ピンク色の受給者証 (外来・入院)	ラベンダー色の受給者証 (外来のみ)
中学校1年生 ～18歳	ピンク色の受給者証 (入院のみ) ラベンダー色の受給者証 (外来のみ)	

#### 2.妊産婦(所得制限なし)

母子手帳の交付を受けた妊産婦 (母子手帳交付月の初日から出産日 (流産・死産を含む) の翌月末日まで)

県 所得制限内	所得制限超【すこやかマル福】
水色の受給者証	ラベンダー色の受給者証

#### 3.ひとり親(母子・父子)家庭(所得制限あり)

【ピンクの受給者証】

・次のア～ウの子を看護している配偶者のいない方とその子  
ア. 18歳未満の子 イ. 20歳未満の障害児  
ウ. 20歳未満の高校在学者 ・父母のいない子  
※配偶者のいない方:死別、離別、遺棄、配偶者が重度心身障害者のマル福をお持ちの方など

#### 4. 重度心身障害者等(所得制限あり)

【ピンク色の受給者証】

- ・身体障害者手帳1級、2級または3級内部障害 (心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝機能障害)
- ・身体障害者手帳3級かつIQ50以下
- ・療育手帳(A) (最重度) またはA (重度)
- ・特別児童扶養手当1級支給対象児童
- ・障害年金1級受給者
- ・身体障害者手帳4級かつIQ50以下
- ・身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級
- ・精神障害者保健福祉手帳2級かつIQ50以下
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

#### 自己負担について

●茨城県内の医療機関等で受診する場合

【マル福受給者証を窓口には必ず提示してください。】

外来:医療機関ごとに1日600円 月2回 (1,200円) までの自己負担

入院:医療機関ごとに1日300円 月3,000円 までの自己負担

薬局:自己負担なし

※重度心身障害者等の方は、自己負担はありません。

※マル福受給者証の提示忘れにご注意ください。

●茨城県外の医療機関等で受診する場合

【マル福受給者証は使用できません。】

①窓口で全額支払をします。

②領収書を月ごとにまとめて市民課保険年金グループへ提出してください。

※領収書の提出は、受診日から2・3か月を目安にお願いします。

※同じ医療機関等で同じ月に受診された領収書は、ばらさずに提出してください。

③自己負担分を差し引いて、後日振込でお支払いします。

【お問い合わせ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122